

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 10 月 17 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

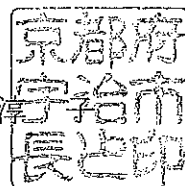
専 決 処 分 書

専決第8号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 504,500円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名



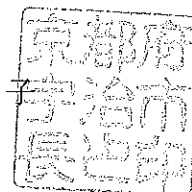
専 決 処 分 書

専決第9号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月20日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、うじ安心館非常用自家発電設備改修工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 契 約 の 目 的 うじ安心館非常用自家発電設備改修工事
- 2 元 契 約 金 額 220,000,000円
- 3 今回変更契約金額 6,800,200円 増額
- 4 変更後の契約金額 226,800,200円
- 5 契 約 の 相 手 方 東邦電気産業・洛南エンジニアリング共同企業体
代表者 京都市中京区壬生御所ノ内町32番地
東邦電気産業株式会社
代表取締役社長 佐伯 祐左
構成員 宇治市菟道田中34番地の5
株式会社洛南エンジニアリング
代表取締役 堀 誠典
- 6 工 事 場 所 宇治市宇治下居13番地の2

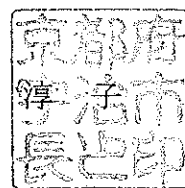
専 決 処 分 書

専決第10号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月12日

宇治市長 松 村



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 374,000円
- 2 損害賠償の相手方 住所 宇治市宇治折居18番地

氏名 城南衛生管理組合

管理者 松 村 淳 子